

## 役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 愛美会

## 社会福祉法人愛美会 役員等報酬及び費用弁償規程

### （目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人愛美会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- （3）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- （4）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### （報酬等の支給）

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。但し、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

### （報酬等の額の決定）

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,270万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間42万円以内とする。

3 この法人の理事長の報酬月額は、別表1「理事長の報酬」に定めるとおりとする。

4 この法人の理事及び監事に対する報酬は、別表2「役員の報酬」に定める額とする。

5 この法人の評議員の報酬は、別表3「評議員の報酬」に定める額とする。

### （費用弁償の支給）

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

### （報酬等の支給日）

第6条 理事長の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公 表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改 廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補 則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年 1月 1日から改正施行する。
- 3 この規程は、平成27年 1月 1日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成29年 6月15日から改正施行する。
- 5 この規程は、令和 4年 7月 1日から改正施行する。

別表1 理事長の報酬

| 役職名 | 報酬の額                                              |
|-----|---------------------------------------------------|
| 理事長 | 月額 500,000 円～1,000,000 円とし、<br>1,000,000 円を上限とする。 |

別表2 役員の報酬

(1) 理事

| 職 務        | 日 額      |
|------------|----------|
| 理事会等会議への出席 | 10,000 円 |

(2) 監事

| 職 務        | 日 額      |
|------------|----------|
| 理事会等会議への出席 | 10,000 円 |
| 監事監査等への出席  | 10,000 円 |

別表3 評議員の報酬

| 職 務      | 日 額      |
|----------|----------|
| 評議員会への出席 | 10,000 円 |